

令和8年度中小事業者のBCP策定支援等業務委託 業務仕様書

1 目的

この業務は、三重県の中小企業・小規模企業における事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための防災・減災対策を促進するために、中小企業・小規模企業を対象に、BCP（事業継続計画）等の策定を支援すると共に、その実効性を高める計画策定ノウハウを習得することで、災害対応力の向上及び顧客からの信用維持、そしてさらなる企業価値の維持・向上につながることを目的とします。

2 業務名称

令和8年度中小事業者のBCP策定支援等業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和9年2月19日（金）まで

4 業務概要

(1) 業務内容

ア 事業継続力強化計画策定ワークショップの実施

参加事業者が成功事例の共有や参加事業者間の意見交換を通じて課題や悩みを共有し、より実効性及び完成度の高い事業継続力強化計画の策定・更新につながるワークショップを実施すること。

なお、ワークショップの実施にあたっては、中小企業庁のホームページに掲載されている「事業継続力強化計画策定の手引き」を活用し、参加事業者が事業継続力強化計画の策定・申請にいたるよう支援すること。

開催にあたっては以下の仕様を満たすこと。

a 開催回数・時期

ワークショップは開催場所を分けて2回実施すること。時期については、11月～12月にかけて実施することとし、県と協議のうえ決定すること。

b 開催時間

各ワークショップ半日～1日開催とすること。

c 開催方法

対面または対面とオンラインの併用により開催すること。ただし、県と協議のうえ決定すること。

d 開催場所

対面による開催については、各ワークショップ定員30名程度の適当な施設を提案し、県と協議のうえ決定すること。

e 対象者

三重県内に主たる事務所又は事業所を有する者で、事業継続力強化計画を策定しようと考えている、または既に策定済みであって更新を考えている中小企業・小規模企業など。

また、各企業等からの参加者数は、原則1名とする。なお、定員に余裕がある場合は、2名まで可とする。

f 講師の選任

ワークショップを実施できる能力を有する人を講師として選任すること。

g 参加事業者の確保

対面による開催については、各ワークショップ30名の受講者の確保を目標とすること。

イ アンケートの実施

参加事業者を対象にアンケートを実施することとし、設問にはワークショップの満足度に加えて、BCP等を作成するうえでの課題や県にどのような支援を求めるか等に関する設問も盛り込むこと。

また、参加事業者を対象に、事業継続力強化計画の申請の有無を確認すること。なお、受託者は、参加事業者の希望等に応じて、事業継続力強化計画に申請に対するフォローアップを実施できるものとする。

ウ 広報の実施

ワークショップの参加事業者を募集する広報に係るチラシを1,500枚程度作成すること。また、作成したチラシを県内の商工会・商工会議所等や受託者の提案先に送付すること。さらに、ウェブサイトやSNS等を活用して、ワークショップへの参加事業者を募集すること。なお、広報に係る一切の業務を行うこととともに、必要な費用は見積に含めること。

エ その他

ワークショップの開催に係る会場設営、受付、全体進行、進行資料の作成、アンケートの作成・回収・集計等、開催に係る一切の業務を行うこと。

(2) 業務完了報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、業務完了報告書を県に提出するものとする。

ア 提出方法

業務完了報告書の内容や体裁は次のとおりとし、紙(A4両面)1部と電子データ(WordまたはExcel)を提出するものとする。

a 「(1) 業務内容」の実施内容

b 上記の他、三重県が指示したもの

イ 提出期限

提出期限は、履行期限である令和9年2月19日(金)までとする。

ウ 提出場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課内

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課中小企業・サービス産業振興班

担当：伊藤、西川

電話：059-224-2534 電子メール：chusho@pref.mie.lg.jp